

全国司法書士女性会FAX通信223号 (2009年10月号号外3)

発行責任者 会 長 大 城 節 子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail joseikai@aoitakigawa.com

加藤副法務大臣、 システム障害時オンライン減税適用へ財務省と折衝へ

23日金曜日、全国司法書士女性会が、税制改正要望を行ったことはFAX通信222号でお伝えしたとおりです。今朝(27日)早朝の情報で、全国司法書士女性会が行った税制改正要望のうち、オンライン申請システム障害時のメールによる仮受付措置がなされた場合にも、租税特別措置法によるオンライン減税が適用されるように要望していた点について、本日早朝、加藤公一副法務大臣が、来年度の税制改正を待つことなく、財務省担当者に対し、財務省と事務レベルでの折衝を開始するように指示したことが判明しました。

これにより、オンライン申請システム障害時に、メールによる仮受付措置がなされた場合にでも、租税特別措置法によるオンライン減税は可能となることとなります。オンライン申請利用促進に向けて、一つハードルをクリアーすることができそうです。

なお、詳細は後日お伝えしますが、昨日、女性会と日司政連が共同で、滝実議員に対し、新オンライン申請システムについての要望を行いましたこと、報告させていただきます。

提出しました要望書は別紙のとおりです。

平成21年10月23日

法務省民事局御中

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

新オンライン申請システムに関する要望 ～オンライン申請利用促進に向けて～

第1 「Web サービス連携方式」のベンダーのテスト環境を新オンライン申請システム開始前に整え、司法書士がスムーズに新オンライン申請システムへ移行できるように環境を設定すること。

Web サービス連携方式（新オンライン申請システムの目玉）に関するベンダーへのテスト環境提供が23年3月以降になるとのことで、テストが終わるまでは、民間業務専用ソフトにおける Web サービス連携方式は、危険で使えない状況になる。ヘビーユーザー（申請の95%超）である司法書士の大多数は、一旦23年2月にXML連携方式のバージョンアップを行い一定期間慣れた後、3月以降から始まる Web サービス連携方式のテストをクリアした後、また新バージョンへの切り替えという2段階の対応を迫られ多大な労力と費用を要し、業務にも支障が生じかねない。結局その負担とコストは依頼者たる国民が負うことになる。

多大な国費をかけるのであるから、反復継続してたくさんの登記申請を行う司法書士が待望している Web サービス連携方式が同時に使えるよう、Web サー

ビス提携方式についても XML 連携方式のテスト環境提供と同様に事前提供すべきである。

第2 「Web サービス連携方式」において簡単に登記識別情報の提供及び受領ができるようにするために、早期に仕様を公開すること。

登記識別情報の提供および受領の仕様が公開されないと聞くと、そうだとすると Web サービス連携方式で申請を行う司法書士は、登記識別情報関連様式作成に関して XML 連携方式で法務省の申請総合ソフトを利用しなければならず、二つのシステムを利用しなければならない。

登記識別情報の提供及び受領の仕様公開については、セキュリティの問題を理由と言っているようだが、専門家の話によると、そもそも仕様自体を公開しても情報の安全性は確保できる仕組みを提供することが重要なのであって、セキュリティの問題を仕様公開ができない理由にするのは疑問であるとのことであり、ベンダーに仕様公開を行い、登記識別情報の提供及び受領についても民間業務専用ソフトの Web サービス連携方式で一括行えるようにすべきである。

どうしても仕様公開ができない場合は、申請総合ソフトとは独立した識別情報関連様式作成の基本処理をバックグラウンドで行えるようなライブラリを民間業者に公開する等、民間業務ソフトのみでオンライン申請環境が構築できるようにすべきである。

第3 新オンライン申請システムへの移行により、信頼度の高いシステムが構築されたことを法務省自ら広報し、全国銀行協会からの信頼を得る努力をすること。

当会会員に対し、オンライン申請利用の阻害原因をアンケート調査したところ、

下記のようなものが寄せられた。

①金融機関が難色を示すこと

(主な理由は正式な受領書が発行されないこととシステムの不安定さ)

②オンライン申請の申請書を打ち込むのが面倒であること

③登記識別情報の提供様式の作成が面倒であること。

(加えて有効証明請求のオンラインによる取得も手間がかかりすぎる)

④共同申請は事実上困難であること

⑤ベンダーのソフトと法務省オンライン申請システムの連動が悪く、連件処理等が不便であること

⑥登記原因証明情報の PDF 化ファイルの添付が求められているが、いったん送信した登記原因証明情報の補正が緩和されたものの未だに困難であること。

⑦システム障害の多発とシステム障害が起こった場合に減税措置が適用されない危険性があること。

以上のうち、大部分は、新オンライン申請システムへの移行により解消される問題であるが、最終的に、オンライン申請利用促進の際に一番問題となるのは、①である。

個人の司法書士が各金融機関の支店担当者に対し、オンライン申請を行うことについていくら説明をしても、オンライン申請の利用促進にはなかなか繋がらないのが現状で、法務省が自ら、新オンライン申請システムの利用促進のため、全国銀行協会等の金融機関へ、広報活動を行う必要がある。